

「南海トラフ地震臨時情報」発表時の学校 における対応方針（案）の概要

1 経緯

平成 30 年 12 月 県の対応方針

「徳島県南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応方針」

平成 31 年 1 月 第 1 回 対応方針検討委員会

平成 31 年 2 月 第 2 回 対応方針検討委員会

平成 31 年 3 月 国のガイドライン

「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」

令和 元年 6 月 第 3 回 対応方針検討委員会

2 策定の趣旨

気象庁から「南海トラフ地震臨時情報」発表され、巨大地震の発生が差し迫った状況下では、児童生徒の安全を最優先する必要がある。そこで、児童生徒の安全確保を図りつつ、学校教育活動をより持続可能なものとするための基本的な対応方針を策定する。

3 内容

（１）対象 県立学校（特別支援学校を含む）

（２）臨時情報発表時の学校の対応

判断基準		南海トラフ地震臨時情報	
校種	地理的条件	巨大地震警戒 「半割れケース」	巨大地震注意 「一部割れケース」/ 「ゆっくりすべりケース」
高校 ・ 中学	・ 津波浸水想定区域内 ・ 土砂災害警戒区域内 ・ 上記の隣接地域	対応 A	対応 C
	・ 上記以外の地域	対応 B	対応 C
特別 支援	・ 地理的条件に関係なく	対応 A	対応 C

対応 A 1 週間程度の臨時休業（週休日・休日を含む）

…海部，鳴門，穴吹高校など高校 20 校＋特別支援 11 校

対応 B 原則として，3 日間の臨時休業（週休日・休日を含む）

…川島，吉野川，阿波高校など高校 13 校

理由：児童生徒の安全確保を最優先とするため

対応 C 注意対応をとりながら，原則として，学校活動を継続

（３）学校再開について

対応 A 国から避難等の解除の呼びかけを受けて，学校を再開

対応 B 原則，3 日間の臨時休業の後，学校を再開

※以上の内容等について、臨時情報が発表されてからの学校の防災対応を、

対応 A **対応 B** **対応 C** ごとに、タイムラインで具体的に示した。

4 今後のスケジュール

令和元年 7 月 22 日 定例教育委員会で付議

その後、県立学校及び市町村教育委員会に周知予定